

平成29年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画に係る自己評価																																				
中期目標	中期計画	年度計画	平成29年度調達等合理化計画で記載した事項	評価指標等	法人の業務実績・自己評価																															
					実施した取組内容・効果、目標の達成状況	課題及び今後の対応方針、評定と根拠																														
<p>業務運営の適正化を図るため、適切な内部統制を実施するとともに、以下の取組を行うことにより、内部統制の強化と説明責任の向上を図ること。</p> <p>○「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組の着実な実施</p>	<p>中期目標に基づき法令等を遵守しつつ有効かつ効率的に業務を行い、機構の経営理念を実現するため、内部統制に関する基本的な方針を定め、適切な内部統制を実施するとともに、役員が職員と密なコミュニケーションを図り、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図りつつ、以下の取組を行う。</p> <p>○入札契約制度の競争性・透明性の確保 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組の実施。</p>	<p>中期目標に基づき法令等を遵守しつつ有効かつ効率的に業務を行い、機構の経営理念を実現するため、内部統制の基本方針の浸透・定着、アセットメントに係る国際規格であるISO55001に沿った業務運営を行うことにより適切な内部統制を実施するほか、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換を全支社局において、副理事長・理事と事務所との意見交換を半数以上の事務所において実施し、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図りつつ、以下の取組を行う。</p> <p>○入札契約制度の競争性・透明性の確保 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組の実施。</p>	<p><平成29年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画></p>		<p>・平成29年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画に基づき、以下の取組を実施した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B ・以下の取組により、調達等合理化計画における全ての内容について、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。</p>																														
			<p>2. 重点的な取組分野 (1) 適正な入札契約体制の強化 他機関で発生した入札不正事案の背景等を踏まえ、調達における公正性・透明性確保の観点から、入札事務の合理化にも留意しつつ、総合評価落札方式における積算業務と技術資料又は施工計画等の審査・評価業務に係る分離の実施など、適正な入札契約体制のさらなる強化に向けた取組を実施する。</p>	<p>当該取組の実施状況</p>	<p><実施した取組内容、効果及び目標の達成状況> ・調達における公正性・透明性確保の観点から、入札事務の合理化にも留意しつつ、総合評価落札方式における積算業務と技術資料又は施工計画等の審査・評価業務に係る分離、予定価格書作成時期の後ろ倒し、入札書及び技術資料等の同日提出を実施し、適正な入札契約体制のさらなる強化に向けた取組を実施した。 体制分離の実施件数：8件(実施率100%) 同時提出型の実施件数：335件(実施率100%)</p>	<p><課題及び今後の対応方針> ・引き続き実施する。 <評定と根拠> 評定：B ・左記の取組により、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。</p>																														
			<p>(2) 参加者の有無を確認する公募手続の実施 設備関係の工事及び点検整備等に関する調達について、既設設備の製作・納入業者のみが所有する技術情報を必要とする案件に限定した「参加者の有無を確認する公募手続」を平成27年度に新たに導入した。引き続き本手続を実施することにより、透明性及び競争性が確保された適正かつ効率的な調達を目指す。</p>	<p>当該取組の実施状況</p>	<p><実施した取組内容、効果及び目標の達成状況> ・既設設備の製作・納入業者のみが所有する技術情報を必要とする案件に限定して、「参加者の有無を確認する公募手続」を導入し、透明性及び競争性が確保された適正かつ効率的な調達を円滑に実施した。 当該手続の採用件数：平成29年度 23件</p>	<p><課題及び今後の対応方針> ・引き続き実施する。 <評定と根拠> 評定：B ・左記の取組により、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。</p>																														
			<p>3. 調達等に関するガバナンスの徹底 (1) 随意契約に関する内部統制について ・新たに随意契約を締結することとなる案件については、随意契約等見直し計画に基づき、次の八項目に限定している。ただし、「八その他、契約職等が特に必要と認めたもので、事前に契約監視委員会の了承を得た業務等」については、当該案件を発注する事務所を所管する本社の担当部室の審査を実施し、契約職、経営企画本部長、本社所管部室担当本部長に報告し、契約監視委員会の審議・了承を得てから契約手続に着手することとしている。なお、全ての随意契約の契約結果等について、引き続き契約監視委員会に報告し、点検を受けることとしている。(随意契約等見直し計画に掲げる八項目) 一 電気、ガス等ライフラインの継続供給(供給元が一の場合のみ) 二 庁舎、宿舍等の土地建物借料(複数年契約制度導入までの間) 三 リース物品の継続借料(複数年契約制度導入までの間) 四 災害応急復旧工事等、緊急を要する場合の工事、役務等 五 施設管理規程等に規定された機構施設の国又は地方公共団体等への管理委託等 六 建物の賃貸条件として維持補修業者が特定されているもの 七 法令、条例等により相手方が特定されている業務 八 その他、契約職等が特に必要と認めたもので、事前に契約監視委員会の了承を得た業務等</p>	<p>当該取組の実施状況(実施率)</p>	<p><実施した取組内容、効果及び目標の達成状況> ・随意契約等見直し計画に基づき、以下一号から七号までの随意契約案件については、厳格な基準を遵守した契約手続を行うとともに、契約監視委員会に報告し、点検を受けた。また、八号の事前了承が必要な新規随意契約案件全てについても、本社所管部室による審査を行い、契約監視委員会の了承を得た上で契約手続に着手した。 なお、随意契約を締結した全203件中、「八」に係る事前に契約監視委員会の了承を得た案件は、10件(4.9%)である。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一号</td> <td>58</td> <td>28.6%</td> </tr> <tr> <td>二号</td> <td>53</td> <td>26.1%</td> </tr> <tr> <td>三号</td> <td>6</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>四号</td> <td>30</td> <td>14.8%</td> </tr> <tr> <td>五号</td> <td>37</td> <td>18.2%</td> </tr> <tr> <td>六号</td> <td>3</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>七号</td> <td>6</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>八号</td> <td>10</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>203</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		件数	割合	一号	58	28.6%	二号	53	26.1%	三号	6	3.0%	四号	30	14.8%	五号	37	18.2%	六号	3	1.5%	七号	6	3.0%	八号	10	4.9%	合計	203		<p><課題及び今後の対応方針> ・引き続き実施する。 <評定と根拠> 評定：B ・左記の取組により、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。</p>
	件数	割合																																		
一号	58	28.6%																																		
二号	53	26.1%																																		
三号	6	3.0%																																		
四号	30	14.8%																																		
五号	37	18.2%																																		
六号	3	1.5%																																		
七号	6	3.0%																																		
八号	10	4.9%																																		
合計	203																																			

平成29年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	平成29年度調達等合理化計画で記載した事項	評価指標等	法人の業務実績・自己評価	
					実施した取組内容・効果、目標の達成状況	課題及び今後の対応方針、評価と根拠
			<p>(2) 不祥事発生の未然防止・適正な入札執行に向けた取組</p> <p>①倫理委員会による点検 関係省庁や他法人で発生した談合事件の背景などを教訓に、役員と支社局・事務所との意見交換の実施、一般研修や担当者会議などにおいて適正な入札執行に向けた取組の講義等を実施し、以下の内容について十分に職員への周知等を行い、不祥事発生の未然防止に取り組むとともに、適正な入札執行に向けた取組状況を倫理委員会に報告し点検を受けることとする。 ・発注担当者法令遵守等規程及び同マニュアルの周知徹底 事業者との応接方法、不当な働きかけを受けた場合の対応方法、法令遵守義務、秘密の保持義務、規程の適正な運用を図るための措置。 ・談合情報対応マニュアル、談合疑義事実処理マニュアルの周知徹底 談合情報に接した場合における的確な対応方法。 ・入札契約情報の管理方法等の明確化・ルールの周知徹底 入札契約情報の厳格な管理、入札参加者から提出された資料の管理、施工計画等の審査に関する情報管理、土木工事等積算システムで作成したデータの情報管理、電子情報の保管方法、アクセス権限の厳格化、入札契約に関する秘密を含む「書類の管理」の徹底。 ・コンプライアンスに関する情報の共有 コンプライアンスに関する情報を取りまとめてイントラネット上の掲示板に掲示。 ・財務業務執行調査の実施 事務処理のチェックと指導及び意見交換を行い、適正な事務処理の実施。</p>	当該取組の実施状況(実施量)	<p><実施した取組内容・効果及び目標の達成状況></p> <p>・発注担当者法令遵守等規程及びマニュアルの周知徹底に係る取組については、本規程及びマニュアルについて、新任管理職研修をはじめとする内部研修において計11回、経理・契約事務担当者会議等で計8回の説明を行い、周知徹底を行った。 ・談合情報対応マニュアル、談合疑義事実処理マニュアルの周知徹底に係る取組については、両マニュアルについて、新任管理職研修をはじめとする内部研修において計11回、経理・契約事務担当者会議等において計8回の説明を行い、周知徹底を行った。 ・入札契約情報の管理方法等の明確化・ルールの周知徹底の取組については、適正な入札契約情報の管理が継続されるよう、新任管理職研修をはじめとする内部研修で計11回、経理・契約事務担当者会議等で計8回の説明を行い、周知徹底を行った。 ・コンプライアンスに関する情報の共有に係る取組については、経理・契約事務担当者会議において、談合防止対策、機構の契約制度、随意契約の適切な運用、規程改正等の説明を実施した外、機構内LANに設置したコンプライアンス掲示板を活用して他組織等の有用な取組の掲示を行う等、情報共有を図った。 ・財務業務執行調査については、契約手続を含む財務業務全般について、各事務所が適正な事務処理を実施しているかを確認するため、平成29年11月6日から平成30年2月7日にかけて、各管内の9事務所を対象に調査を実施した。 以上の取組状況については倫理委員会(H30.6.20実施)に報告し、点検を受けた。</p>	<p><課題及び今後の対応方針></p> <p>・引き続き実施する。 <評価と根拠> 評価:B ・左記の取組により、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。</p>
			<p>②入札等監視委員会による審議</p> <p>・機構が発注した工事及びコンサルタント業務の契約並びに締結した補償契約について、四半期ごとに入札等監視委員会に報告し、審議を受ける。</p>	当該取組の実施状況(実施量)	<p><実施した取組内容・効果及び目標の達成状況></p> <p>・入札・契約手続等について、入札等監視委員会を年4回開催して審議を受けた。</p>	<p><課題及び今後の対応方針></p> <p>・引き続き実施する。 <評価と根拠> 評価:B ・左記の取組により、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。</p>
			<p>③監事監査による確認</p> <p>・入札契約事務の状況及び適正化の取組状況の確認を受ける。</p>	監事の意見等、当該取組の実施状況(実施量)	<p><実施した取組内容・効果及び目標の達成状況></p> <p>・入札・契約手続等について、監事監査によるチェックを延べ20回受けた。 ・随意契約の適正化の取組状況を含めた入札・契約事務の状況について、平成29年度監事監査報告により、「随意契約の厳格なチェックなど、入札契約の適正化の取組は、着実に実施されている。今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保していくことが重要である。」との監事の意見を得た。</p>	<p><課題及び今後の対応方針></p> <p>・引き続き実施する。 <評価と根拠> 評価:B ・左記の取組により、所期の目標を着実に達成したものと考えられるため、Bとした。</p>

※(参考)自己評価の評価区分の基準について【「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日付け総務大臣決定)に基づく】
 S: 法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
 (定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)
 A: 法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
 (定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上とする。)
 B: 中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
 (定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)
 C: 中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
 (定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)
 D: 中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。
 (定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)